

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成19年11月6日
【事業年度】	第187期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）
【会社名】	東武鉄道株式会社
【英訳名】	TOBU RAILWAY CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 根津 嘉澄
【本店の所在の場所】	東京都墨田区押上一丁目1番2号
【電話番号】	(03) 3621-5055
【事務連絡者氏名】	総務部課長 高橋 直樹
【最寄りの連絡場所】	東京都墨田区押上一丁目1番2号
【電話番号】	(03) 3621-5055
【事務連絡者氏名】	総務部課長 高橋 直樹
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年6月28日に提出いたしました第187期（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に追加すべき事項がありましたので、これを訂正するために有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況

3 【訂正箇所】

訂正箇所は_____を付して表示しております。

第一部【企業情報】

第4【提出会社の状況】

6【コーポレート・ガバナンスの状況】

(訂正前)

1～6

(省略)

7 株主総会の特別決議要件

(省略)

8 コーポレート・ガバナンス体制に関する模式図

(省略)

(訂正後)

1～6

(省略)

7 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席することを要し、累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

8 株主総会決議事項を取締役会で決議することができる事項

(1) 自己の株式の取得

当社は、機動的に自己の株式を取得できるように、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。

(2) 取締役の責任免除

当社は、取締役が職務の執行にあたり、その期待される役割を十分果たせるよう、また、有能な人材を迎えられるよう、取締役(取締役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる旨を定款に定めております。

(3) 監査役の責任免除

当社は、監査役が職務の執行にあたり、その期待される役割を十分果たせるよう、また、有能な人材を迎えられるよう、監査役(監査役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる旨を定款に定めております。

(4) 中間配当

当社は、株主への利益還元のための機会を充実させるため、取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

9 株主総会の特別決議要件

(省略)

10 コーポレート・ガバナンス体制に関する模式図

(省略)

以 上